

第 62 回北九州市環境審議会

- 1 日 時：令和 4 年 1 月 13 日(木) 14：00～15：50
- 2 場 所：リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
- 3 出席者（敬称略）：
会 長 浅野 直人
会長代理 中島 隆治、松永 裕己
委 員 藍川 昌秀、井上 しんご、井上 智帆、上田 直子、江口 恵子、大田 純子、
服部 祐充子、浜口 恒博、松井 清記、松村 佐和子、山田 真知子、吉田 幸正
特別委員 古野 英樹、山根 小雪
事 務 局 富高環境局長、中島総務政策部長、正平グリーン成長推進部長、有馬環境国際部長、
作花環境監視部長、正代循環社会推進部長、坂元総務課長/環境学習課長、
工藤グリーン成長推進課長、岡島再生可能エネルギー導入推進課長、
村上環境イノベーション支援課長、酒井環境国際戦略課長、磯部事業化支援担当課長、
有田国際連携推進担当課長、松尾環境監視課長、
野田 PCB 処理対策担当課長/環境保全担当課長、川崎産業廃棄物対策課長、
小野循環社会推進課長、三宅業務課長、野口施設課長

4 議 題

(1) 審議事項

- ① 北九州市環境基本計画の計画期間延長について（諮問）
- ② 北九州市公害防止条例等の一部改正について（諮問）

(2) 報告事項

- ① 北九州市環境基本計画の進捗評価報告（令和 2 年度実績）について
- ② 第 2 次北九州市生物多様性戦略の進捗評価報告（令和 2 年度実績）について
- ③ 北九州市グリーン成長戦略の策定について
- ④ P C B 処理事業に関する国からの検討要請について

5 議事概要

開会にあたり、会長から、最近の国の環境政策の動向について紹介があった。

その後、審議事項 2 件について、事務局から説明があり、質疑応答がなされた。

まず、環境基本計画の計画期間延長について、事務局（市長）から諮問がなされ、審議が行われた結果、本審議をもって答申が取りまとめられることとなり、答申内容は会長一任とされた。

次に、公害防止条例等の一部改正については、同様に事務局（市長）から諮問がなされ、今後も継続して審議していくことが確認された。

その後、4 件の報告があり、質疑応答がなされた。

6 議事録（要旨）

■ 審議事項

【事務局】（総務課長）

それでは、本日の審議事項であります、「北九州市環境基本計画の計画期間延長について」及び「北九州市公害防止条例等の一部改正について」の 2 つにつきまして、事務局から環境審議会への諮問を行いたいと思います。

なお、諮問書は事務局から配付させていただきたいと思います。

【会長】

それでは、事務局から諮問書についての配付を、委員の先生方にさせていただきますので、それをご覧いただければと思います。

それでは、事務局、続けてください。

【事務局】

「北九州市環境基本計画の計画期間延長」について、坂元総務課長から説明

【会長】

はい。

それでは、ただいま事務局から諮問事項①について説明をいただきました。

趣旨はおわかりいただけるだろうと思いますが、少しだけ補足をいたしますと、資料の 2 ページをもう一度ご覧いただきたいのですが、北九州市の環境基本計画というものが、どういう位置付けになっているか、もう一度確認をしたいと思います。

他都市と違いまして、北九州市の大きな特徴はというと、市民が集まってみんなで真面目に議論をして、作りあげたものが「環境首都グランド・デザイン」というものです。

これを受ける形で環境基本条例を作り、さらに環境基本計画を作ると、こういうやり方をしています。

つまり、普通は条例とか、基本計画があって、それから何かビジョンを作るってところが多いのですが、北九州は全く逆なんです。

つまり、市民の力によって、目標を先に決めちゃったと、それを行政が受けて、実行していくために条例を作り、さらに、行政がどういう施策をするかということ、特に重点的にしっかり縛りかけるために、環境基本計画を作ると、こういうやり方になっていますから、基となる考え方は、グランド・デザインに書かれていて、これは今見ても、決して見劣りするものではありませんし、十分に通用するだろうと思います。

例えば、「北九州市民は環境のために行動する権利を有する」、こういうことが書いてあるのですが、その当時は、環境権というものが、そういうようなものだという位置付けをされているものは、全国どこをみてもないのです。

北九州だけは、我が事としての環境権じゃなくて、みんなのための環境権という考え方を打ち出しているのですよ。

今これは、世界のあちらこちらの国の施策の中に入っている考え方で、ものすごく早いのです、こちらの方が。というようなことですから、今でもこのグランド・デザインが活着いていると思いますが、それを受ける形で、行政施策にまとめているのが、環境基本計画ということになります。

それで、先ほどご説明がありましたように、国の計画よりもちょっと先に作るということも、大きな特徴だったわけですが、少し様子を見ながら、ということも必要になってくるだろうということで、あと2年間、大きな変化が続いている中で環境基本計画を先に改定してしまうと、ちょっときついなという面もあるので、今ある基本計画の行政施策を中心に並べているものについては、もう2年間延ばさせていただきたい。

それにどう予算をつけるかという、毎年毎年、環境局が頑張っけて予算をつけておやりになることになると思いますが、その上で、流れを見ながら、国の改定が行われる、多分半年ぐらい前には、次の計画を北九州市も作ることになるだろうと。

もうちょっと時間をくださいませんか、こういうことです。

先ほどは説明しませんでしたけど、今度のCOPでは、2025年に2035年の約束の数字を国連に提出しなきゃならないってことを確認しているんですね。

ですから、この次の計画を作ろうと思うころには、大体、2035年の国の目標もはっきり姿・形が見えてきますから、いろんな意味で計画を作りやすいだろうと。

こんなこともあり、今回このような提案が出されているわけです。

ということでございますが、何かご質問ございますか。あれば事務局に答えさせますが、いかがでしょうか。

【委員一同】

なし。

【会長】

よろしゅうございますか。

繰り返しますが、環境基本計画がないと何も動かないという仕組みじゃないものですから、これを2年延ばしということが、他だったならば大問題になるのですが、北九州市の場合は、それほど大きな問題ではない、という捉え方をしているんですね。

よろしゅうございましょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

それでは、この諮問事項の①については、諮問の通り決定しても良いというのが、当審議会の全員一致の意見であるということによろしいですか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、そのように審議会としては対応して、市長に答申差し上げることにいたします。

文案は、事務局にて作成をお願いします。

【会長】

それでは、次に諮問の②、これについてご説明いただきます。

【事務局】

「北九州市公害防止条例等の一部改正」について、松尾環境監視課長から説明

【会長】

はい。

どうも、ありがとうございました。

それでは、公害防止条例について、一部改正をしたいという事務局からの提案でございます。

これについて、当審議会に意見が求められておりますので、審議をしたいと思いますが、何か、今までの説明について、ご質問ございましたら、遠慮なくお出しください。

委員。

【委員】

はい。質問いたします。

石綿、アスベストの件の追加ということで説明がありました。

今、北九州市内でも解体現場がいくつかありますけれども、市民に対する広報という点で、こういった規則に載るかわかりませんが、石綿について、解体現場に様々な表示板がされていて、市の許可を取りましたということで、石綿使用状況の調査結果という大きな看板があります。

対策は法律に基づいてやりますよ、ということで、その方法はビニールシートによる飛散防止と水の散布を行って湿潤化する、ロープで規制をする、という感じで書いてあるんですね。

市民の方から、石綿がある、アスベストがある、その対応として散水を行うだけでいいのだろうか、という問い合わせがありました。

よくよく見ると、石綿はケイカル板ということで、先ほど説明の資料にもありましたが、13ページに、石綿といっても、吹付けと建築用資材とは違うということで、発じん性はボードの場合は低い、吹付けは高いということで、そういった部分で、ボードをちゃんと取り外して搬入すれば問題ない、ということだと思うのですが、そういった説明がなかなか一般市民の方は、アスベストはありますよ、飛散防止しますよ、散水するだけ、という形で思ってしまって、不安になられる方が多いです。

市民に対する掲示板はもうちょっと丁寧な説明で、余計な不安をしなくていいような、ここは普通の解体現場のように何も囲わずに解体していいのだろうか、ということでしたので、今後、細かい規則等、市民に対する広報をしていただき、わかりやすい説明があつて、余計な不安が広がらないようにしてもらいたいと思いますが、この点、お伺いいたします。

【会長】

はい。ありがとうございました。

事務局、今のご質問の趣旨はわかりましたか。

はい、どうぞ。

【事務局】

今ご指摘ございました、実際アスベストの除去作業をするときの作業基準は、国において規定されておりまして、委員からご指摘がありましたように、特に飛散性の高いものにつきましては、薬剤等による散水で飛散防止をする、その場所と作業現場の養生化を行う、と定めてあるところでございます。

私ども、届出があったものにつきましては、先ほど申しましたように、立入検査を行い、実際に養生がされているか、確認をさせていただいているところでございます。

さらに市民への周知でございますけれども、今回法改正がありまして、より規制が厳しくなりました、というところを踏まえまして、市民への広報活動を行っております。

具体的には、ていたんプレスという、これは市政だよりと一緒に市内の全戸に配布しているものでございますが、それにつきましても、今回法律の改正された内容や、アスベスト規制が強化されましたのでご安心ください、と記事に載せておりますし、またチラシを作って配布したり、あるいは商工会議所の会報誌に記事掲載をしております。

また、市民がよく立ち入りそうな、DIY の工具を売っているお店にもポスターを貼る等、規制が厳しくなったのでご安心ください、ということを広報させていただいています。

あらゆる機会を捉えて、広報をさせていただきたいと考えております。

【会長】

はい。

委員、どうぞ。

【委員】

広報の件はわかりました。

13 ページに書いてある、届出があったところには現地を見に行くというお話がありました。

13 ページ右側に、外壁のサイディングなどの解体時の届出は不要で、一方で作業基準の遵守が必要と書いてありますけれども、届出が不要ですから見に行かないのかなと、作業遵守をどうやって確認するのか、という点で、書類上での確認なのか、それとも作業遵守については現地に行くのか、そのところをもう一回お願いいたします。

【会長】

今の委員のご指摘の点は、黄色に色が塗ってあるのはレベル3と言われていて、これまでは規制対象ではなかったのですが、今度の法改正で規制対象になったんですね。

規制対象になったのですが、ルールを守ってちゃんと基準に従って解体をしなきゃいけませんよ、と書いてあります。

しかし、届出をしなくてはいけないというところまでは今回の改正で踏み込んでいなくてですね、届出をしなくてはいけないのは、左側の青色の方のレベル1と2だけ届出義務がある。

レベル3については、届出義務を課すというところは法改正では出来ていませんので、北九州市としては、どこでレベル3の解体工事が行われているかについて、はっきり言って完全には把握しきれていないのと思うんですね、届出がないわけですから。

完全に把握しきれていない場所については、完全に見て回ることはできないということになってしまう。私はそう理解しておりますが、どうでしょうか。

【事務局】

届出不要なものについても、ケイカル板1種、仕上げ塗材、床面積が1,000m²以上のものについては別のルートで市の方に届出が出てまいります。それを踏まえまして、実際に、養生がきちんとされているかどうかや、いわゆるレベル1吹付け材の除去作業をしているときに、適正な濃度管理がされているか、という行政測定をこれまでやってまいりました。

引き続き、大防法上の届出のない工事につきましても、把握が出来たものについては、これまで通り立入等でしっかり確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。

1,000m²を超えるものについては、別の法律の規定で届出があるので、それで情報が入るから、それをかけるということです。

実は、以前に委員長をやっていて、レベル3についても届出義務の対象にしようとして議論していたのですが、残念ながら私が引いてしまったものですから、強くそれを言う人がいなくなったのかもしれないけれども。

やっぱり届出までは必要ない、ただ法律上の義務を課し、基準を守ってもらうというところで、留まっています。

ただ、あまりにもひどい状態が続くようでしたら、至急、あまり時間をかけないで、議会等で先生方から提案していただいて、北九州市の条例でより厳しい規制をする、ということが出来るかもしれませんね。

実際には、周りに迷惑をかけるというよりは、そこで働いている方々への労働災害の問題につながっていて、建築業者さんも大変な損害賠償請求を受けたりすることが起こりうるので、そこで働いている方のためにちゃんとやるということに関しては、今度の法改正でだいぶ実現できるようになりそうなんですね。

たぶん働いている人に被害が生じないようにちゃんとやれていれば、周りの人にとっては全く問題がないのではないかと、ということで、そっちの方でしっかりやらしてもらえればなんとかなるのではないかなと、今のところの状況はそういう状況でございます。

今度の北九州市の条例改正では、少なくとも届出をしてもらったものについては、仕事が終わりました、と報告するようちゃんと義務づけようと。途中で放り出してしまうと困るのでですね。

これまでは、法的な根拠なしに、終わったら終わったらちゃんと報告してください、としていたのが、条例上報告しないといけないということにしましょうと。そこが一步前進かと思えます。

他にご質問ございますか。

次の委員、どうぞ。

【委員】

スライド17をお願いします。

スライド17の下側のグリーンのかたまりの1つ目のポツで、飛散防止義務を追加、という記載があるのですが、今までも、養生をして、負圧にして、という飛散防止義務を課していると思うのですが、それ以上に何か課すということを想定されているということでしょうか。

【会長】

はい。

どうぞ、事務局お答えください。

【事務局】

委員のご指摘のように、従前もあったのですが、法が改正されて、より規制が厳しくなっているので、今まで以上に飛散防止について、注意、配慮をしてください、という宣言的な規定でございます。

【会長】

つまり、確認的な規定を入れているということで。

法規制は元々かかっているのですけれども、条例でもちゃんとそれが義務なんですよ、と改めて確認したい、そういう趣旨でございます。

【委員】

わかりました。

もう1点、よろしいでしょうか。

スライド20をお願いします。

硫黄酸化物にかかる上乗せ規定等の見直し、というスライドの全体の説明が頭にあるのですけれども、17条、18条、19条を読むと、すべて「ばい煙」と書いてあると思うんですね、条文そのものには。

ばい煙というのは、第2条で規定されているように、硫黄酸化物だけではなくて、他の項目も含むと思うのですけれども、17条を削除することによって、硫黄酸化物だけが対象として除かれるということなのか、ご説明を伺うと17条、18条、19条すべてなくなるということなので、「ばい煙」というものが条文に入っている以上、他のものも含まれていると思うのですが、そのあたりの整合性というか、齟齬は生じないのでしょうか。

【事務局】

硫黄酸化物につきましては、特に施行規則の中で定めております。

条例上の条文は削除しますが、法に基づいて、そこは対応したいというふうに考えております。

【委員】

すると、スライド20の一番上の説明の「硫黄酸化物にかかる」という説明では、これは「ばい煙にかかる」という理解でよろしいですか。

【事務局】

はい、そうですね。

ご指摘のとおり、「ばい煙にかかる」上乗せ規定等の見直し、ということでございます。

【委員】

硫黄酸化物だけではなくて、他のものも含めて、こういう特殊な条件に情報提供をするということをやめる、という理解でよろしいですか。

【事務局】

そうでございます。

【委員】

わかりました、ありがとうございます。

以上です。

【会長】

実際には、18条は硫黄酸化物にしか適用ありませんね。

逆転層についても、これが効いてくるのは、硫黄酸化物と、NO_x、PMがあるんですけども、ここでNO_x、PMは一緒にしていませんから、それを外してしまうと、SO_xしか関係がないような感じはしますね。

あと、自動測定については、SO_xに限らず、他の物質についても自動測定をしているのでしょうか。

私が知る限りでは、自動測定はSO_x、NO_xくらいしかないと思うのですが。

【事務局】

自動測定装置の19条でございますけれども、大防法施行規則の15条で、硫黄酸化物を一時間当たり10m³以上含むばい煙を排出する特定工場は常時監視を行うこととされていまして、さらに条例では、特定工場以外の事業所で20m³以上を排出する事業所についても、規制対象としておりますけれども、実際のところ、近年LNG等硫黄分を含まない燃料への転換も進んでおりますので、こういった特定工場以外の事業所は存在しませんし、将来的にも設置の可能性はほぼないということで、条例を廃止したいということでございます。

【会長】

他に、ご質問ございますか。

はい、次の委員。

【委員】

アスベストに話を戻して恐縮ですが、スライドの17ページの、さっき委員からもご指摘があった2つの項目の、まず飛散防止義務を追加する排出事業者というのは、例えば、元請けと下請けみたいにわかれている場合には、誰に排出義務が課せられるのか、というのが1つです。

また、それに関連して、その下の排出作業の届出者というのは、直接現場で作業を行う事業者とは分かれる可能性もあると思うのですが、その辺の整合性というか、整理はどのようになっているのか、その2点を教えていただければと思います。

【会長】

はい。

いかがでしょうか。

【事務局】

飛散防止義務の追加、これは元請でございます。

作業完了報告書につきましても、これは元請さんに義務付けるということで考えております。

【委員】

そうすると、上の飛散防止義務を元請に課して、ちゃんと現場の作業者にも周知徹底してくださいと、そういう位置づけでよろしいでしょうか。

【事務局】

そういうことでございます。

【委員】

わかりました、ありがとうございます。

【会長】

他に、ご質問ございますか。

よろしゅうございましょうか。

それではこの件については、さらに継続して審議をし、改正案についてのパブコメを経て、当審議会で最終決定をするという手順になります。

【事務局】

すみません、先ほどの説明で1点修正させてください。

作業完了の報告ですけれども、これは発注者と、自主施工された方に報告義務を課したい、と考えております。

【会長】

大防法の届出義務主は、注文をする人なんですね。

実際に注文する人が自分で行けというのではなく、名前は注文する人の名前で、たぶん業者さんが代行してやられると、届出の名前は注文者ですよ、ということですね。

そうしませんと、注文者の責任が希薄になってしまう。費用を出し惜しむとかですね。

これは、前に大防法を改正したときにかなり強く言ったところでございます。

作業する人ではなくて、注文者にする。

よろしいですか。

はい、委員。

【委員】

すみません、スライドの22枚目ですけれども、確認です。

法の方で、50L/h未満を対象から外すということよろしいですか。

かつ10m²以上が法対象からなくなる、今後、10月かな、なくなるという理解でよろしいですか。

【事務局】

はい、法が改正しましたら、伝熱面積10m²以上、このところがなくなります。

【委員】

今までそれがあったので、北九州市ではより厳しく 5~10m²を対象にしていたけど、法がなくなるので、そもそも 50L/h 未満を法に合わせて、なくすんだ、という理解でよろしいですか。

【事務局】

はい、今おっしゃっていただいた通り、10m² 未満の伝熱面積について条例に規定しておりましたけれども、その伝熱面積の法の規定がなくなりましたので、条例としてそれ以下のものを規制する必要がありませんので、廃止するというところでございます。

【委員】

ここから確認で、市として横出しで、ある意味、より厳しくという言い方になるかもしれませんが、横出しで 50L/h 未満を独自にやるということはない、ということですね。

【事務局】

そうでございます。

【委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【会長】

よろしいですか。

【事務局】

補足させていただきます。

50L/h 未満のボイラーというのは非常に小規模なものでございまして、そういったものが、石炭とか、または重油とか、環境保全上問題があるような燃料を基本的に使っていないと。

現在は、より使い勝手の良いガス等に転換しておりますので、事実上、大防法の規模未満のものを規制しても、大気環境保全上支障がない、という判断をいたしましたものでございます。

【委員】

大変よくわかりました。

ありがとうございました。

【会長】

それでは、この件に関しては引き続いて、次回以降の審議会で、もう一度確認をしたいと思っておりますので、今日出されましたご質問等について、もう一度よく整理してみてください。

特にアスベストに関しては、少し整理をしていただいた方がいいかもしれませんね。

とりわけ大防法では、調査をした結果については掲示しなきゃいけないとなっているんですけど、掲示しなきゃいけないが、届出義務がないという場面があるわけです。

そして、市民の方は、何かアスベストがあるんだねと、書いてあるけど、これで大丈夫なのかねと、心配を持たれる方がいるかもしれないから、それはどうなんだねっていうことが、多分委員のご指摘だと思う。

私も、その点は確かに心配で、状況がわかっている人間にとっては、これでいいんだってわかるが、その辺、特に市民向けの広報をするときに、こういうようなことで作業している人の健康のために厳しい規制となったので、それは周りの方に対しては、それほどご心配ありませんというようなことを言ってあげたほうがいいかもしれないですね。

ということで、もう一度よく整理をしておいてください。

【会長】

それでは、本日審議すべき事項については、以上2件でございますので、これで審議事項は終わりということにさせていただきます。

では、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項は、これは毎年報告されていることではありますが、環境基本計画の進捗状況の報告と、それから生物多様性戦略の進捗状況の報告、この2つがございまして、それぞれご説明をいただいて、それぞれについて意見交換をしたいと思いますので、まず、環境基本計画の進捗状況の報告をお願いいたします。

【事務局】

「北九州市環境基本計画の進捗評価報告（令和2年度実績）」について、坂元総務課長から説明

【会長】

はい。

それでは、申し訳ありませんが、次の生物多様性戦略についての事務局の説明を先に聞きますので、説明を先にお願いたします。

【事務局】

「第2次北九州市生物多様性戦略の進捗評価報告(令和2年度実績)」について、野田環境保全担当課長から説明

【会長】

はい。

どうも、ありがとうございました。

それでは、北九州市の環境の2つの計画の、取組状況について報告いただきましたが、ご質問、ご意見、ございますか。

はい、委員。

【委員】

先ほどのSDGsの環境アクティブラーニングということで、小学校で出前授業等をしていただいているということで、私も良いご報告をたくさん見っていますが、今ちょっとコロナで、なかなかそれができていないということも聞いています。

それとはちょっと別ですが、中学校の方に、今年度4月にSDGsの地域の副読本が全生徒に配られていますよね。これが現物ですけれども、みんなに配られてはいるんですけど、ちょっと私見せてもらいたいと思って、ある学校に行ったら、ちょっと待ってくださいって言って、ダンボールの中から出してこられてというような状況でした。

これも、コロナの関係だと思えますけれど、見させてもらったら、本当、先ほど17のゴールのうち13が関係しているって話がありました通り、もう環境の副読本じゃないかと思うぐらい、あちこちにその響灘の再生可能エネルギーのことやら、水素タウンのことやら、ボン・ジョーノのもの、たくさん載ってあるんですよね。

これもやっぱり、配って、今は特にコロナで活用できないかと思いますが、ちょっと落ち着いたらですね、中学校の方もこれを使った出前事業みたいなものを、せっかくいいものがあるので、先生方も使いたいと思ってらっしゃると思うんですけど、そこまでちょっと余裕がないと思いますが、ちょっと落ち着いたら、そういうことも考えていただければと思ひまして、発言させていただきました。

【会長】

はい。ありがとうございました。

事務局、何か。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。

先ほどご紹介いただいたこと等につきましては、我々の方でも承知はしてございます。

環境局では、アクティブラーニング、それから令和2年度からの新規事業で小学校を対象にした出張授業をやっておりますが、幅広い年代ということで中学校等も、そういった副読本も活用させていただいて、環境教育ができればと検討したいと思ひます。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい、次の委員。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

今の委員からのコメントに関する形なんですけれど、北九州市さんはすごく資料作りが上手くて、もう、すごい力作をいつも作られますよね。

前回ここで作られていた計画、温対計画もそうですし、立派な冊子をいただいてありがとうございます。

その時の議論にも出ましたけど、出た後の普及啓発が大切ですよってことで、本当にパーッと紙を配るだけじゃなくて、実際やっぱり人が行って話して、時間を過ごすというか、ともに過ごすことだと思ひます。

今回のアスベストもそうだと思うんですけど、やっぱり条例を改定しただけじゃなくて、その後のやっぱり普及、該当の業者さんに、顔を突き合わせて話していく、説明していくっていうことが、やっぱり本当に大切だなと思ひます。

国際協力に関して、私の所属の機関がかなり連携させていただいているんですけど、やっぱりコロナで、本当に海外に行けないという状態が続いていて、その代わり、オンラインのセミナーなんかすごく増えています。

資料は SDGs や気候変動も、立派なものを作られるんですけど、単発的に、海外のいろんな国際機関からスピーカーとして登壇してくださいという依頼が、結構急に来るんです。やっぱり、日本と海外の違いで、あちらの人はもうちょっとカジュアルに考えていて、ほんの 2、3 週間前に出てくれませんかとか、1 週間前とかも多いですけど、やっぱりそういうものをつなぐと、お断りというのが、何回か実際あったんですよ。本当に急なお知らせだったのでしょうがない件も何回かあったんですけど、そこら辺を今後拾っていきける、やっぱりこう、プロジェクトが自治体にできていない分、そういった機会が増えているので、ちょっとこう、短い期間でも、急に振られた時に、パンと出て誰かが話して、説明できる、セミナーに、オンラインで登壇できるっていう人材、市役所の人材ですから、そこら辺の強化をしていかないと、もうこういうふうにフィジカルに離れてしまっている世界になっているので、なるべくそういう機会が来たときに拾っていきける人材を、なるべく育てて、一緒にいけたらなと思っています。

以上コメントだけです。

【会長】

はい、ありがとうございました。

大事なお指摘だと思います。

こういうのは、一体全体、どこが最初の窓口になるのですか、環境局では。

【事務局】

それぞれの事情によって、担当がわかれます。

もし、不明な場合や全体的な話は、総務課に言っていただければ、我々から原課を通じて、説明するようになろうかと思います。

【会長】

窓口がわかるようにするということは、何より大事なことですよね。

JICA も総務課に言えばいいということですか、そうですか。

直接問い合わせしたいときも、ここに連絡すればいいとかですね、ホームページのバナーとか、なんかやっぱり、どういう形で PR すればいいかというのは、相談をして、わかるようにしておくといいかもしれませんね。

せっかくのご指摘ですから、活かせるようにしたらと思います。

他にございませんか。

委員、何かありませんか。

【委員】

PR の話がありましたので、一つだけ補足で、たぶん、ここにいらっしゃる皆さん、毎回毎回、本当に北九州は先に進んでいるよなと思いつつながら、お話を伺っています。

今日の環境基本計画も、北九州だけは逆転しているのだと、環境首都ブランド・デザインの話が先にあってっていう、そういうところも改めて聞くと、何年審議会委員をさせていただいても、やっぱり北九州はすごいなと、要はですね、進捗評価の「北九州環境ブランドの確立」というところで、「概ね順調」とあるのですけれども、この北九州の方々の議論に接しているときの先進性が果たして、広く市外の人たち、もしくは市内の人たちに伝わっているのかっていうと、まだまだ、そんな伝わっていないのかなというふうに思います。

行政の言葉というのは、とても難しい面もあると思うのですが、なるべくわかりやすい言葉で、プロジェクトベースで、うまく伝えられるような機会をもう少し工夫されたら、もっともっと北九州の環境ブランドは、浸透していくのではないのかなというふうに、いつももったいないなあと思って、拝見しております。

【会長】

はい、ありがとうございました。

エールをいただいたというふうに聞いておいてください。

最近エコライフステージがちゃんとできていないので、やっぱりこの痛手は大きいですね。

他に何かございませんか、よろしいでしょうか。

はい、次の委員。

【委員】

私は専門家でもありませんし、15年ぐらいESDに関わってきて、そこで学ばせたり、学ばせていただいたり、経験できたことが、とても大きくて、今本当に市民活動のフィールドとしては、コロナでこの2年間、ほぼほぼ、全国の講演も、セミナーも、参加もできないし、もちろん集まりもできない状況が続いているんですけど、ここにありますが、戦略とSDGsのゴールの関係というところで、「質の高い教育をみんなに」ということで、北九州市ならではの環境ブランドから入る、私ども市民も含めての若い方たちから大人までが、いろんなフィールドで学べてきたことを、この2年間で、逆にとても感じております。

でも、先ほど他の方々がおっしゃられたように、私たちは急に進んだオンラインとかを活用しながら、全国とか、私どもは韓国との交流が長かったものですから、そういうところとの学びの情報交換を今続けてこられているところを、ESDの分野で活動しているので、ちょっとご報告したかったなと思っております。

なので、できなくなったこともあるけれど、できるようになったこともあるというところで、これからもやっていけたらなと思うところです。

【会長】

はい。

どうも、ありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。

この2つの計画の進捗状況については、ご報告をいただいたということにさせていただきます。

【会長】

では次に、報告の3番目ではありますが、北九州市のグリーン成長戦略の案について、事務局から説明をいただきます。

【事務局】

「北九州市グリーン成長戦略の策定」について、工藤グリーン成長推進課長から説明

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

アドバイザーの1人として、追加のコメントがありましたら、お願いします。

【委員】

アドバイザーボードの中で、私も一緒に議論させていただきました。

結構、皆さん、それぞれの企業の方、大学の研究者、専門性を活かして、難しい注文といいますか、いろいろ出したものについて、事務局の方で、非常に上手くまとめていただいたかなと思います。

上手くまとめたというのは、それぞれ出た意見を全部入れてしまうと戦略にならないので、その辺、北九州にとって何が重要なのか、これからの社会にとって何が重要なのかっていうのを勘案しながら、割とチャレンジングなプランができたのかなというふうに思っております。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

アドバイザーボードを構成する方々について、市内企業を含めて、かなりいろいろな方が手伝っていただいているようです。

さて、これから最終取りまとめをされるわけですが、審議会の委員からも、注文なり、ご質問なり、アドバイスなりありましたら、お話いただければと思います。

いかがでしょうか。

はい、委員。

【委員】

グリーン成長戦略の案について、お伺いいたします。

これまで北九州は、洋上風力発電っていうところに力を入れていて、それに関連する関連企業のサプライヤーを育成するという形で進められてきておりました。

水素という部分が、今回ちゃんと位置付けられたってことはうれしく思っています。

北九州市の9年前のホームページを見ると、八幡東区の東田地区で、北九州水素タウンにおける実証実験ということで、当時世界初の取組みを実施したということで、パイプラインを使って、水素を市街地に供給するというふうに謳っております。

これ以降、水素に関して、北九州市の取組みがあまり見えてこなかった。

一方、国内に目を向けてみると、神戸市はですね、ここも水素を押し出していますけれども、ここは世界初の水素100%ガスタービン発生による熱源供給を達成ということで、また世界初の液化水素運搬船を2019年に就航させております。

また、プラスして、そうした輸入を想定して、液化水素貯蔵で荷役基地を立ち上げたということで、やっぱりこの 10 年間、当初北九州が世界一、先進だったかもしれませんが、総理大臣も、北九州市の水素ステーションを訪問されたということですから、その後 10 年の間に、随分、他都市に先を越された感があります。

しかし、今回の成長戦略があるので、水素のことをちゃんと、2 本柱のうちの 1 つに位置づけられたということは、すばらしいと評価しております。

そこで、北九州市で、こうした水素の利活用、今、FCV、燃料電池自動車よりも、EV、電気自動車の方が世界的な主流になりつつあるという中で、しかし、この水素を使った燃料電池というのはすごい技術だと思うんですね。

完全に電気に移行してしまって、果たしてこれでいいのか、災害時になった時に、やはりオール電化よりもガスがあった方が助かったという話も聞きますし、また、過疎地域であるとか、アフリカとか東南アジアでは、電気状況が不安定でしょっちゅう停電するというとき、やはりガソリン車ないし、そうした、もうまだまだ現実問題があると思うんですね、世界的な流れでもガソリンをやめてというふうになっていますけれども、一方、トヨタ自動車の社長さんも、国内自動車産業 550 万人が関わっていると。完全に電気に置き換わった場合、100 万人の雇用が減るという危機感を持っておられます。

一方で、モーターじゃなくて熱源で動かす、ガソリンを使わずに水素を直接燃やしてエンジン、水素エンジンということもトヨタで開発されております。

北九州市内には、自動車関連の企業もたくさんありますし、今回、アドバイザリーボードのメンバーにトヨタ自動車の方も入っておられます。

そうした市内の、様々な鉄に関するエンジンとか、そういった下請けの企業等で、今後、トヨタ自動車の水素エンジンなどの製造が始まるというようなことであれば、北九州市内に工場を作って、北九州市内の自動車関連企業もサプライヤーになれると考えておりますし、そういった見通しで、今回トヨタの方も入れられたのかっていうところ、ちょっと 1 点お伺いをいたします。

【会長】

はい。

よろしいですか。

【事務局】

アドバイザリーボードへトヨタ九州の方に入っていただいた理由としましては、1 つは、今後太陽光など、再生可能エネルギーの導入を拡大していく中で、九州は特にそれが進んでいますけれども、余剰の太陽光などの再生可能エネルギーを有効に使うための蓄電池が必要となってきたところなんです。

ただし、蓄電池につきましては、現時点では価格が高いというところもあって、そのEVも、蓄電機能を活用できるとして、その蓄電池としての活用としてのEVっていうところもあるかと思っております。

そういった形で、再生可能エネルギーをどう有効に使う、安価に供給できるかといった観点で、トヨタの方にもご参画をいただいたところでございます。

もう 1 つ、水素につきましては、産業都市として 1 番重要なところは、国の計画である、エネルギー基本計画でも記載されておりますが、基本的には、その電化を最大限進めていくと、ただし、産業部門の高温の熱需要につきましては、電化が困難なところが出てくるといったところでございまして、

そういった電化が困難な分野について、水素を利活用していくというところが、一番大きな要素になっています。

このため、そうした産業を抱えている本市としましても、産業の熱需要を賄う水素の供給と利活用体制について、今後戦略的に進めていきたいと考えております。

【会長】

ということのようですが、はい。

【委員】

はい、わかりましたけど、北九州、今後の熱源の利用ということで、例えば、八幡東区東田地区にはシーサイドスパという温泉がありますが、ここでその水素を使って、熱を出して使うとかですね、水素温泉じゃないですけども、そういった実際の市民生活に使えるっていう技術、高度な技術と もっとこう、誰でも使えるような技術っていうものがあると思うんですけども、そういった実際目に見える形でやっていく必要があるかと思っております。

プラス、先ほどの広報ということで、国内、市内、市外に対するアピールが非常に不足しているのではないかということでありました。エコライフステージというのは、市内では大きなイベントですけども、私のところも参加していましたが、どちらかと言うと、市内の様々な環境に関連する企業さんとか、ボランティア団体等の交流が多いと思います。

市外に対して、北九州はこういったビジョンを持っていますよと、こういった都市ですよっていうことを打ち出していく。それを、市民、市、企業が共有して、他都市の方から北九州はこういった街だよと環境に特化した街だよねということで、またそれが市内に戻ってきて、そうだという形で、人材も含めて、5年後、10年後を見据えた取組みのためにも、やっぱりちゃんとした広報、あとそういったイベントを通じてもいいですけども、市外に対するアピールっていうものが必要になってくると思いますし、八幡東区の東田には、新しいアウトレットモールも進出をして、かなりの方が市外から来られます。そこでのアピールも含めて、ぜひ検討してもらいたいと思います。

プラス、産業ということで今回提案されていますけれども、風力発電に関しては、風力発電関連企業を誘致するというので、これまでずっと取り組んでおられました。

水素についても、例えば、水素を実際に保存する、使うとなれば、高圧のボンベに対応できるそういったメーカーがあるとか、またバルブであるとか、また配管であるとかっていう形のそういった水素を実際に貯めて、送って、使う、またその、プロパンガスよりもかなりの圧がかかりますので、そういった安全性などについても、そういった市内企業がありますので、そういった産業の企業を誘致して行って、風力発電と同じように、水素に特化した企業をしっかりと集めていく。ゆくゆくは、水素エンジンに関するような企業も来れば、これが北九州市にとっては新しい鉄に変わる産業になると期待しておりますが、この点について、広報と併せて、ご意見ください。

そして、北九州市の市長さんの役割も大きいと思うんですね。

神戸市とかは、結構海外に行かれて、様々な協定を結ばれております。

例えば、水素を輸入する可能性がある自治体については、市長が出向いて、その現地の市長と覚書を結んで、その水素を北九州に輸出するための様々な協定を結ぶであるとか、そういったところの取組みも市長を先頭にやらないと、やはり、他都市の状況がこの10年間一気に進んでいますので、そこもしっかりやってもらいたいということで、期待を込めて、意見とさせていただきます。

【会長】

はい、わかりました。
ありがとうございます。
ご要望ということで承ります。
他にございませんか。
はい、次の委員。

【委員】

別紙2の、右側のページなんですけれど、「脱炭素社会を推進する人材育成・獲得プログラムの創設」ということで、900人ぐらいを2030年の目標と掲げていますけれど、先ほど環境基本計画のときも、生物多様性戦略のときも、やっぱり人材育成は非常に大事だというふうにおっしゃっていて、その片一方で、そうしている人材と、ここでおっしゃっている人材というのは、どのように関連するのかなとか、全く違うタイプの人材なのか、兼ね合わさっているようなものを考えているのかとかいう、ちょっと説明ではよくわからなかったので、お答えいただければと思います。

【会長】

はい。
今のご質問わかりますか。
ここでは、企業支援という枠の中に、この人材育成がありますから、この人材というのは、それを想定しての人材という理解でよろしいかとの質問だと思います。

【事務局】

ご質問いただいた通り、こちらにつきましては、主に、企業内での脱炭素の技術の開発に関わる人材などの育成を想定しているところでございます。

【会長】

よろしいですか。
はい、次の委員。

【委員】

質問というか、アイデアというか、少しお伝えしたいなと思ひまして、お話をさせていただきます。
北九州市のグリーン成長戦略、これは行政としては初めての素晴らしいもの、これは重々理解したうえで、この成長戦略って結局何を言わんとしているのかっていうのが、もう少しクリアにされた方がいいのではないかなというふうに思いました。

企業のスタンスのことを考えても、企業が自分たちの企業価値の向上、もしくは、ルールを守っていくために排出量ゼロにするという話と、自分たちが脱炭素のマーケットで新しいビジネスをやっていくという話は、2つ両軸があると思うんですね。

これをそういう軸があるとして、改めて自分なりに読み返すとすると、今、世界は脱炭素の新しいマーケットを持っていますと、産業都市としては、市内企業を中心にこのマーケットで勝てるような企業を育てていきたいんですよねと。

それをやるにあたって、北九州市は国に先駆けて、ゼロカーボンシティを目指して、国が企業を育てるための国内マーケットを作るがごとく、市内に新しいこういう、脱炭素電力推進拠点都市や水素供給・利活用拠点都市としてのマーケットを作る、もしくは産業拠点を作っていくことで、企業を誘致するし、市内企業を成長させて、ここを脱炭素の、日本におけるイノベーションの中心地にしたいのであるみたいな、記事にしたくなるような、北九州市のグリーン成長戦略はこういうものかと、つまり、北九州は産業の街で、この新しい経済状況をこういうふうにとらえて、また都市として発展していこうとしているんだなっていうことを、例えば、私が、記事やローカルテレビで何か企画を作ろうとしたときに、これを見てもまだピンとこないの、もう少しクリアにされたら、よりこの成長戦略の意義が見つかるのではないかなと。

伝わることによって、自分のところの街ではダメだけれども、北九州に行けば、その中で自分たちも何か可能性を開花させることができるんじゃないか、と企業が北九州市に興味を持つのではないかとか、そういう何かこう伝わる効果みたいなものを考えると、1枚紙と、最初の“はじめに”から“戦略の意義”みたいなところを明確にされてはどうだろうかというふうに思いました。

【会長】

はい、ありがとうございました。

大事なお指摘ですね。

もうすでに8月に決定し、市長が決定された北九州市の脱炭素社会をつくるための、北九州市としての戦略というものが既に大枠があって、その中の、特に産業部門について、これは考えているんですね。

だから、今まで言っているものと同じことを、また同じように言ってるわけではないので、そのメリハリがしっかりわかるようにということをやらないと、何か同時にいくつもの報告を受けると、頭の中で一緒くたになっちゃうんですけれど、これはちょっと、ある意味で次元が違う面もあると。

ただ、そうは言うものの、北九州市の重要なポイントとしては、大きな企業があるけれど、その下に、随分重層的に、中小企業や協力企業として存在して、そこをちゃんと育てていかないと、どうにもなりませんということがありますから、北九州の中にある大きな企業がどんどん成長するということだけではなくて、そのことは同時に、北九州市内にある中小企業者さんも全部その恩恵に預かり、場合によっては、そっちがむしろリードしていくような形で、北九州全体の産業がグリーン化していく、発展していくということを願いたい。

それをここでのグリーン成長戦略と言っているんだ、とこういうことがわかるようにしておかないと、何かいっぱい計画があり、あれはどうなっているのでは困るのでね。

計画の構造をしっかりとわかるようにする、ということが大事だということが委員のご指摘だと思うし、上手にすれば、またこれが、多分雑誌の特集で使ってもらえるかもしれないので、その辺りのところはお指摘がごもっともだと思いますから、しっかり考えてください。

【委員】

国のグリーン成長戦略、菅さんがカーボンニュートラルを宣言したときに、13の領域、330億だったと思うのですが、あれが出た時も、やっぱり印象というのが、もういろんな領域がズラッと並んでいるけれど、もうこれ勝負ついてしまったよね。例えば、太陽光パネルとか、風車の製造っていうのは、競争としては劣等者になってしまっていて、今から日本企業を挑戦させるっていうのはどうなのだろうか、というような印象をどうしても受けるものだと思うんですね。

脱炭素のマーケットは、ものすごく巨大ですし、進んでいますので、そのあたりの色分けをして、市内企業の可能性があるところはこういうところ、日本企業ならではの強さはこういうところ、北九州市の産業集積はまさにその、企業城下町として発展してきたことを活かすことができるのはこういうものなんだっていうのを見せてもらえると、北九州市のグリーン成長戦略ということですからすごく感じるなと思います。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ご指摘の通りではないかなという気もしますので、ぜひそういうことがわかるようにしてください。

他にもご意見があるかもしれませんが、よろしいですか。

それでは、これについては当審議会でも報告としてお示ししました。

環境基本計画と、それから温暖化の計画との関連の中で、さらに検討されるということを理解したいと思います。

【会長】

では、報告事項の④に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

「PCB処理事業に関する国からの検討要請」について、野田PCB処理対策担当課長から説明

【会長】

はい。

それでは、ただいまご報告をいただいた通りでございますが、このご報告につきまして、何かご意見ありますでしょうか。

はい、委員。

【委員】

今、PCBの延長について、市民の皆様に環境局の方から丁寧な説明をしているというふうに理解をしています。

それで、コメントしておきたいのは、PCBの処理延長の要請を仮に受け入れた後の、土地の利用の話です。

この書類についていますように、非常に大きな施設でありますし、300名近い方が雇用されていると聞いています。

現在、環境省のコメントでは更地にして引き上げると、その300名、仕事なくなるわけであります。

そのため、延長にあたっては、まだ皆さんの審議があるかと思いますが、この場で、その後の土地の利用を、施設、それから雇用を維持できるような体制づくりの要望等をコメントさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。特段、ご意見ございませんか。

【委員一同】

なし。

【会長】

それでは、これは、当審議会に審議を委ねられたものではなくて、報告を受けたということでございますので、ただいまの委員からのご要望があったということ記録にとどめておきたいと思っております。

事務局としては、よろしく願いいたします。

他に、特にございませんようでしたら、本日付議すべきことは以上でございますが、この後事務局からお伝えすることがありましたら、どうぞお願いいたします。

【事務局】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日も審議いただきました案件のうち、「北九州市環境基本計画」につきましては、速やかに答申の作業を進めていきたいというふうに思っております。

また、もう 1 つの審議案件でございます、「公害防止条例等の一部改正」につきましては、次回の審議会で答申案の審議をさせていただきたいと考えております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

次回の審議会につきましては、来年度に入ってから開催を考えております。

日程等の詳細につきましては、後日改めて事務局の方からご案内を差し上げたいというふうに思っております。

また、今新型コロナウイルスが流行ってきておりますので、そのときの状況等によりましては、書面開催でありますとか、オンラインを活用した開催等についても、検討したいというふうに思っておりますので、その際は、事前に皆様へお伝えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

以上で、第 62 回北九州市環境審議会を終了させていただきたいと思っております。

お疲れさまでした。

【会長】

どうも、ありがとうございました。

また次回も、よろしく願いいたします。